

生活保護法指定医療機関の皆さまへ（留意事項）

生活保護受給者に対し医療サービスを提供いただく際にご留意いただきたい内容について、以下の通りお知らせします。

1. 医療扶助オンライン資格確認導入にかかる助成金について

生活保護の医療扶助において、

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されています。（※市町ごとに導入時期が異なる場合もございます。）

ただし、医療扶助オンライン資格確認の実施には医療機関・薬局（以下、医療機関等）においてレセプトコンピューター等既存システムの改修等が必要です。

社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等における導入を推進する観点から、「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」を実施しています。つきましては、積極的なご活用を検討いただくようお願いいたします。

【リーフレット】

[C:\Users\¥nakazu¥Downloads¥（リーフレット）医療扶助オンライン資格確認導入助成金.pdf](#)

2. 生活保護法に基づく指定医療機関の申請・届出の簡素化について

生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は、医療機関の所在地を所管する都道府県（政令指定都市または中核市）へ申請することとされていましたが、令和5年7月より保険医療機関等に関する届出と同一の契機をもって届け出る場合には、地方厚生（支）局を経由して都道府県知事に届け出ることができるようになりました。（訪問看護ステーション、指定施術機関を除く）

【リーフレット】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/documents/20230701seihoiryoukikan.pdf>

※保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合の様式はこちら（東海北陸厚生局 HP）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html